

きりゅう暮らし応援事業

移住者住宅取得助成

～補助金のご案内～

申請受付期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで（予算の範囲内）
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は受付できません。

申請受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで
※受付・審査等に時間がかかりますので、余裕を持ってお越しください。

申請受付場所

建築住宅課（市役所 本庁舎2階）

申請方法

申請書等を申請受付場所まで直接お持ちください。
※郵送、ファクシミリ、Eメール等では受付いたしません。
転居・転入日と所有権保存・移転登記の日のいずれか遅い日の翌日から
起算して90日以内に、申請してください。



キノピー

桐生市 建築住宅課

<https://www.city.kiryu.lg.jp/>
TEL:0277-48-9031(直通)

移住者住宅取得助成について

この補助金は、人口の減少を抑制し、桐生市への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、居住を目的とした住宅の建築、購入を行う個人へ住宅取得費用の一部を補助するものです。

補助対象者

※以下の条件を全て満たす必要があります。



1. 取得した住宅の所有者であること。(共有名義の場合には、選任された代表者1名。)
2. 移住者であること。
(本市への転入日前の過去2年の間において、市の住民基本台帳に記録されておらず、転入日から起算して2年以内に取得した住宅に居住を開始し、市の住民基本台帳に記録された人。)
3. 令和7年4月1日以降に住宅を取得(建築または購入)した人。
4. 住宅に住む人全員が市税の未納がないこと。
5. 住宅に住む人全員が桐生市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
6. この補助金の申請日から5年以上定住することを誓約した人。
7. この補助金又は住宅取得応援事業補助金もしくは住宅取得応援助成(補助金)の交付を受けていないこと。

補助対象住宅

- 専用住宅、併用住宅(店舗等の用に供する部分を除く)、マンション及び長屋建住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用途に供する建物であること。(賃貸は対象外です。)
- 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用途に供する部分の床面積(壁芯面積)の合計が50平方メートル以上の建物であること。
- 現行の耐震基準に適合していることを証明できること。(中古住宅の購入にあっては、確認済証交付年月日が昭和56年6月1日以降の確認済証の交付があるもの。)
- 確認済証交付年月日が昭和56年5月31日以前のものについては、耐震補強工事後の耐震診断結果が現行の耐震基準に適合していることを証明できるもの。
- 建築基準法及び関連規定に適合していること。
- 所有権に関する事項の登記(所有権保存登記、所有権移転登記)が完了していること。

注文住宅 (工事請負契約により新たに家を建てる)

- ・ 令和7年4月1日以降に引渡し・居住開始・登記完了の全てが完了したものであること。
住宅建築のために1年以内に購入した土地も対象となります。
ただし、補助対象金額の建物のみで限度額を超えるものは含めません。

建売住宅、中古住宅、マンション等の購入 (既に完成している家を売買契約により買う)

- ・ 令和7年4月1日以降に引渡し・居住開始・登記完了の全てが完了したものであること。
 - ・ 売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介した物件であること。
- 住宅の取得が完了してから90日以内に申請してください。
(住宅の取得の完了とは転居・転入日と所有権保存・移転登記の日のいずれか遅い日を指し、その日の翌日から起算して90日以内に申請をしてください)

補助金額＝【基本補助】＋【加算補助】

※住宅取得金額の10% 又は 200万円のいずれか低い金額を上限とします。

(1,000円未満は切り捨て)

(例) 基本補助+加算補助の金額が120万円であっても、住宅取得金額が1,000万円の場合の補助金額は、100万円となります。

※きりゅう暮らし応援事業の他の助成との併用は可能ですが、加算補助項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみが適用されます。

【基本補助】

住宅取得金額の3% 限度額30万円 (1,000円未満は切り捨て)

※併用住宅にあっては居住部分のみが補助対象となります。

この場合、基本補助は住宅部分の取得価格の3% (限度額30万円) となります。

※補助対象住宅を共有で取得した場合、補助対象住宅に居住していない者及び移住者でない者の持分相当額は、住宅取得金額から差し引きます。

【加算補助】 基本補助に下記の条件により加算されます。**① 若者加算・・・1世帯につき80万円**

(補助対象世帯に東京圏^{※1}から転入した若者^{※2}がいる場合)

② 子ども加算・・・子ども1人につき20万円

(補助対象世帯に子ども^{※3}がいる場合)

③ 誘導区域加算・・・20万円

(居住誘導区域^{※4}、新里町・黒保根町の生活拠点^{※5}に住宅を取得する場合)

④ 市内業者加算・・・20万円

(市内の元請又は下請業者を利用し新たに建設する場合^{※6})

⑤ 空き家・空き地バンク加算・・・20万円

(③誘導区域加算の対象区域にある登録物件を購入する場合)

⑥ 通勤加算・・・1世帯につき20万円

(補助対象者又は配偶者が定期券を利用して

電車で東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の一部^{※7}に通勤する世帯)

※1 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県に属する市区町村をいう。

※2 東京圏から転入した補助対象者又はその配偶者で、申請日の属する年度の4月1日における年齢が40歳未満であり、かつ、転入日を起算とした過去2年間、東京圏に属する市区町村の住民基本台帳に記録されているものをいう。

※3 住民基本台帳に記録されている世帯で、申請日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、補助対象者の子又はその配偶者の子をいう。

※4 居住誘導区域とは、桐生市コンパクトシティ計画(平成31年3月策定)において、居住を誘導する区域として設定されている区域をいう。

※5 新里町・黒保根町の生活拠点とは、桐生市コンパクトシティ計画において、新里町及び黒保根町における生活拠点として設定されている区域その他市長が生活拠点としての役割を担う区域として定めた区域をいう。

※6 市外の施工業者を利用して注文住宅を建設した場合で、市内下請業者を3者以上利用し、かつ、元請業者と当該市内下請業者の工事請負金額の合計が100万円以上となるとき。

※7 東京都心から40キロメートル圏内に属する埼玉県の市区町村をいう。

必要書類（詳細）

(A) 共通 + (B) 新築の場合もしくは (C) 建売・中古住宅購入の場合 + (D) その他（加算対象等で該当する場合）

(A) 共通（すべての方）

入手方法・確認事項

| | | |
|-----------|---|--|
| 様式 第1号 | きりゆう暮らし応援事業（移住者住宅取得助成） 補助金交付申請書兼完了報告書 | 様式は建築住宅課と市ホームページにあります |
| 原本 | 【住宅に居住する人を証明するもの】 世帯全員の住民票の写し ※発行後3か月以内のもので、続柄、本籍が記載されているもの | 桐生市（取得した住宅へ居住後） |
| 原本 | 【移住者であることを証明するもの】 住宅に居住する所有者全員の戸籍の附票（又は住民票の除票） ※発行後3か月以内のもので、転入前の住所及び転入前2年以上 桐生市に居住していないことを確認できるもの | 戸籍の附票（本籍地の市区町村で発行） 住民票の除票（前住所地の市区町村で発行） |
| 原本 | 市税に未納のないことを証明する書類 ※発行後3か月以内のもので、非課税者も必要 ※世帯全員で中学生以下は不要 課税されていない学生は在学証明書等でも可 | 令和7年1月1日現在において居住していた市区町村 役場で発行したもの ※証明書の名称は各市区町村役場にご確認ください |

(B) 新築の場合

入手方法・確認事項

| | | |
|-----------|---|---|
| コピー | 工事請負契約書 ※追加等金額の変更がある場合は変更契約書等も必要 | 契約日、注文者及び請負者の記名押印、工事場所、 請負金額の記載がある面 |
| コピー | 領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可 | 領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります |
| 原本 | 不動産登記の全部事項証明書（建物）※発行後3か月以内のもの ※取得額に土地の購入代金を含める場合は、 不動産登記の全部事項証明書（土地）も必要 | 法務局で取得可（所有権保存登記が完了したもの） 【桐生地方合同庁舎 3階 地方法務局】 所在地：桐生市末広町 13-5 / 電話番号：0277-44-3526 |
| コピー | 検査済証 | 建築基準法の規定による |
| コピー | 案内図、配置図、平面図 | 建築確認申請の添付書類で可 |
| 原本 | 住宅完成時の写真 ※玄関を含めた全体のカラー写真を1枚 | コンビニ等でプリントアウトしたもの ※データでの提出は不可 |
| 様式 第3号 | 下請工事施工証明書（※市内業者加算の該当者のみ） ※元請業者が市外であっても、市内の下請業者が3者以上で 請負金額の合計が100万円以上の場合 | 元請業者、下請業者の押印が必要 様式は建築住宅課と市ホームページにあります |

(C) 建売・中古住宅購入の場合

入手方法・確認事項

| | | |
|-----|--|---|
| コピー | 不動産売買契約書 | 契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、 売買物件、売買代金、条項の記載がある面 |
| コピー | 領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可 | 領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります |
| 原本 | 不動産登記の全部事項証明書（建物）※発行後3か月以内のもの 不動産登記の全部事項証明書（土地）※発行後3か月以内のもの ※土地が複数筆ある場合は購入したすべてが必要 | 法務局で取得可（所有権保存登記が完了したもの） 【桐生地方合同庁舎 3階 地方法務局】 所在地：桐生市末広町 13-5 / 電話番号：0277-44-3526 |
| コピー | 検査済証 ※中古住宅は確認済証 又は 台帳記載事項証明書 | 台帳記載事項証明書は建築指導課で取得可 ※手数料がかかります |
| コピー | 案内図、配置図、平面図 | 配置図がない場合は法務局発行の建物図面で代用可 |
| 原本 | 住宅取得時の写真 ※玄関を含めた全体のカラー写真を1枚 | コンビニ等でプリントアウトしたもの ※データでの提出は不可 |
| 原本 | （中古住宅のみ） 建築基準法及び関連規定に関する書類 | 様式は建築住宅課と市ホームページにあります （宅地建物取引士等の資格者の署名が必要） |

(D) その他（加算対象等で該当する場合）

入手方法・確認事項

| | | |
|-----------|---|--|
| 原本 | 【若者加算】 東京圏から移住した若者の戸籍の附票又は住民票の除票 ※発行後3か月以内のもので、東京圏に2年以上居住していた ことが確認できるもの | 戸籍の附票（本籍地の市区町村で発行） 住民票の除票（前住所地の市区町村で発行） ※(A)共通の書類で確認できる場合は提出不要です |
| 原本 | 【空き家・空き地バンク加算】 空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し ※報告書をお持ちでない方は建築住宅課へご相談ください。 | 空き家・空き地バンク登録物件販売業者 |
| 様式 第2号 | 【通勤加算】 就労・通勤状況証明書 ※発行後1か月以内のもの | 勤務先の押印が必要 様式は建築住宅課と市ホームページにあります |
| 原本 | 【併用住宅】 住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる図面 | 新築の場合は建築業者、 建売・中古住宅の場合は販売業者に確認 |

※条件や対象者により必要書類が異なりますのでご不明な方はご相談ください。